

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		歯科技工所の使用禁止処分
根拠条例・規則名		歯科技工士法（昭和30年8月16日法律168号）
条 項		法第25条 第30条3項 第33条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。(理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断を要するため。)
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		